

宮崎市訪問入浴サービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、居住地等において入浴することが困難な身体障がい児（者）に対し、入浴車を派遣して入浴サービスを行うことにより、本人及びその家族の福祉の増進を図ることを目的に行う訪問入浴サービス事業（以下「サービス」という。）について、宮崎市地域生活支援事業実施要綱（平成18年9月26日伺定）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(サービスの内容)

第2条 地域における身体障がい児（者）の生活を支援するため、利用者の居住地等へ入浴車を派遣してサービスを提供し、身体障がい児（者）の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。

(利用者)

第3条 利用者は、市内に居住する身体障がい者手帳1級（これに相当するものとして、市長が特に必要と認める者を含む。）の所持者又は難病等の者で、次の各号のいずれにも該当する者とする（障がい児にあっては、心身の状態がこれらに相当するものとする。）。

ただし、介護保険制度の対象となる者については、介護保険でのサービス利用を優先するものとする。

- (1) 常時臥床、又はこれに準ずる状態にあり、家族だけでは入浴させることが困難、かつホームヘルプ等の他のサービスを利用しても入浴が困難な者
- (2) 入浴可能な健康状態にある者

(申請)

第4条 前条に規定する利用者又は18歳未満の児童の保護者で当該サービスを希望する者（以下「申請者」という。）は、宮崎市地域生活支援事業実施要綱第6条に定めるもののほか、調査書（様式第1号）及び医師の意見書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(サービスに要する費用の額)

第5条 サービスに要する費用の額は、1単位の単価10円として別表に定める単位数により算定するものとする。

2 前項に定めるもののほか、サービスに伴う光熱水費等の実費は利用者の負担とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

〔別表1〕

実施区分		金額	算定単価
看護職員1人及び介護職員2人で 行う訪問入浴	全身入浴	1,250単位	1人1回当たり
	清拭及び 部分入浴	875単位	
介護職員3人で 行う訪問入浴	全身入浴	1,188単位	
	清拭及び 部分入浴	832単位	

〔別表2〕

項目	金額	算定単価
利用者負担上限額管理加算	150単位	1人1月につき

(備考)

看護職員とは、看護師、准看護師をいう。

部分浴とは、洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。

宮崎市身体障がい児（者）訪問入浴サービス事業調査書

対象者	氏名	生年月日		年齢	性別
		(明・大・昭・平・令) 年 月 日			男女
同居家族 (付き添い者には○印を)	氏名	続柄	年齢	特記事項	
担当者記入欄					

承諾書

私は、家族の「
」が、宮崎市が実施する身体障がい児（者）訪問入浴サービスを利用するにあたり、事故が発生しても、一切異議申立ては行いません。また、利用する際は、下記の事項を遵守いたします。

1. 入浴する際には、必ず1名付き添いを付け、入浴に立ち会うとともに介護にあたること。
2. 登録者は、入浴前に必ず入浴を承諾し、付き添い人がこれを確認すること。
3. 登録者が入浴を希望しても、身体の状態など入浴により心身等に悪影響を及ぼすと判断される時は、即刻中止することがあること。

年 月 日
住 所 宮崎市

介護人氏名

宮崎市長 殿

意見書

住 所 宮崎市

氏 名

生年月日 昭和 平成 令和
年 月 日 (歳)

1. 主病名 (症状)

2. 伝染性疾患の有無 有 ・ 無

3. 現在の血压

血压 (最高値 mmHg) (最低値 mmHg)

4. 入浴サービスの適否 (適当 ・ 不適當)

5. 入浴、輸送上特に留意すべき事項等

年 月 日

住 所

医 師 名

電話番号 ()

※この意見書は、入浴、輸送等の参考として交付するもので万一事故等が発生してもその責任は負いかねますので申し添えます。